# かまくら住宅ニュース BB BAFF

令和元年(2019年)12月

# 神奈川県被災住宅耐震性向上事業についてお知らせします

令和元年台風第 15 号又は第 19 号により自宅の屋根や外壁等に被害を受け、耐震性の向上等に資する補修工事を実施した場合、神奈川県から補修費用の一部が支援されます。

## 【補助対象者等】

- 申請者は以下のすべての条件を満たす必要があります。
- ○半壊又は一部損壊のり災証明書が交付された住宅の所有者又は管理権限を有するもの
- ○上記の住宅に自身が日常的に住んでいるもの
- ○自らの資力のみでは住宅の補修を行うことができないもの

### 【補助対象工事】

- 補助対象となる工事は以下のすべての条件を満たす必要があります。
- 〇令和元年(2019年)9月9日以降に着手し、令和2年(2020年)2月29日までに完了する工事
- 〇損傷した屋根又は外壁、柱、土台、基礎等構造耐力上主要な部分について耐震性の向上 等に資する補修した工事
- ○補修工事に要する費用が10万円以上(税込)である工事

#### 【補助額】

補助対象工事費の20%以内(上限は30万円(税込))

#### 【申請方法】

必要な書類を揃えて、令和2年(2020年)3月10日までに鎌倉市住宅課(鎌倉市役所本 庁舎4階)に提出してください。

- ※郵送及びメールによる申請は受付できません。
- ※県様式は、神奈川県ホームページからダウンロードできますが、鎌倉市住宅課でも配布 しています。

口補助金交付申請書(県様式)	□被災状況がわかるカラー写真
口資力に係る申出書(県様式)	口り災証明書の写し
□補修工事実施計画書(県様式)	□内訳がわかる工事の見積書の写し
口耐震性の向上に資する補修確認書(県様式)	
※申請時に補修工事が完了している場合は以下の	の書類も必要になります。
□実績報告書(県様式)	□補修内容がわかるカラー写真
□工事の領収書の写し	

お問い合わせは 鎌倉市 都市整備部住宅課住宅担当(申請窓口)

Tel 0467-23-3000 (内線2554)

神奈川県 県土整備局 建築住宅部 住宅計画課(制度全般)

11.045-210-6539